

# 令和7年度兵庫県規制改革推進会議

報告書 (案)

令和8年●月

兵庫県規制改革推進会議

# 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| はじめに                               | 1  |
| I 令和7年度会議の開催状況                     | 2  |
| II 令和7年度審議結果のまとめ                   |    |
| 1 審議結果の分類                          | 3  |
| 2 審議結果等                            | 3  |
| III 提案事項別審議結果                      |    |
| 〔概要〕                               | 4  |
| 〔個票〕                               |    |
| 1 県・市町の条例等による規制に関する事項              |    |
| (1) 納入通知書の運用等の見直し                  | 6  |
| (2) 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し     | 8  |
| 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項             |    |
| (1) 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し | 11 |
| (2) 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化      | 14 |
| (3) 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化            | 16 |
| (4) 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し       |    |
| (5) 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大     | 18 |
| (6) 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し    | 20 |
| (7) 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し   | 22 |
| (8) 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し    | 24 |
| (9) 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し           | 26 |
| 3 国の法令等による規制に関する事項                 |    |
| (1) 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し   | 28 |
| (2) 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し      | 30 |
| (参考資料)                             |    |
| ・ 令和6年度審議結果に基づく対応状況                | 32 |
| ・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱（最終改正：令和8年2月2日）   | 33 |

## はじめに

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、事業活動等の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成30年5月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、各分野の有識者6名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる支障事例を、県民、事業者、県内市町等から幅広く募集しています。

今年度は、納入通知書の運用等の見直しや障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直しなど、事業者の事務の効率化や県民サービスの向上につながる14項目について審議を行いました。その結果、当初の提案には含まれていなかった事項についても、委員からの意見を契機に新たな視点から検討を行い、事業者の負担軽減につながる見直しを実現した例もあります。

この報告書は、今年度、当会議で議論してきた規制改革項目の審議結果をとりまとめたものです。兵庫県をはじめ県内の市町に幅広く共有され、当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が1つでも多く解消されることを期待しています。

令和8年3月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久  
(神戸大学大学院法学研究科教授)

## I 令和7年度会議の開催状況

| 回   | 開催日                 | 議題  |
|-----|---------------------|---|
| 第1回 | 令和7年8月29日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱について</li> <li>○ 県・市町の条例等による規制に関する事項<br/>(納入通知書の運用等の見直し等2項目)</li> <li>○ 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項<br/>(障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し等7項目)</li> </ul>   |
| 第2回 | 令和7年11月5日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回会議で継続審議となった事項<br/>〔障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し〕<br/>〔障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し〕</li> <li>○ 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項<br/>(主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し等2項目)</li> <li>○ 国の法令等による規制に関する事項<br/>(個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し等2項目)</li> </ul> |
| 第3回 | 令和8年2月27日<br>(書面開催) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年度報告書(案)について</li> </ul>   |

## Ⅱ 令和7年度審議結果のまとめ

### 1 審議結果の分類

|  | 分類              | 内容   |
|--|-----------------|--|
| 提案<br>に<br>対<br>し<br>て<br>対<br>応<br>す<br>る<br>も<br>の | (1) 規制・手続の見直し   | 条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。                      |
|  | (2) 制度内容の明確化    | 支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。                |
|  | (3) 制度内容の周知     | 制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。 |
|  | (4) 国へ制度の見直しを要望 | 法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。                       |
|  | (5) その他         | 技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。                            |
|  | (6) 現行の制度運用を維持  | 支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。              |

### 2 審議結果等

- ・ 提案件数 28件
- ・ 審議結果 14件 (※)

| 分類              | 審議結果 | 比率     |
|-----------------|------|--------|
| (1) 規制・手続の見直し   | 5    | 35.7%  |
| (2) 制度内容の明確化    | 1    | 7.1%   |
| (3) 制度内容の周知     | 2    | 14.3%  |
| (4) 国へ制度の見直しを要望 | —    | —      |
| (5) その他         | 2    | 14.3%  |
| (6) 現行の制度運用を維持  | 4    | 28.6%  |
| 計               | 14   | 100.0% |

※ 提案件数と審議結果の差は、次の理由による。

- ① 規制所管課（神戸市を含む）との調整により、当会議への付議を経ずに提案内容に沿った対応や運用改善が実現可能と判断されたもの：6件
- ② 現行制度で対応可能、または提案対象の規制と関係がない等の理由から、審議対象外とすることについて提案者の了承（取下げを含む）を得たもの：9件

※ 審議結果14件の計上について

- ・ 一つの提案に2種類の項目が含まれるものがあり、提案件数1件、審議結果2件として計上（その他：1件、現行の制度運用を維持：1件）

### Ⅲ 提案事項別審議結果

#### 〔概要〕

#### 1 県・市町の条例等による規制に関する事項 2件

規制・手続の見直し：1件、制度内容の明確化：1件

| 提案事項                           | 審議結果等の概要（審議結果を踏まえた対応）  |
|--------------------------------|--|
| (1) 納入通知書の運用等の見直し              | <b>規制・手続の見直し</b><br>・道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料など、納期の定めのない歳入の納期限に関して、郵便事情の変化や近隣自治体等の事例も参考にしながら、適切な納期限の設定について検討する(令和8年3月、運用通知を改正)。  |
| (2) 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し | <b>制度内容の明確化</b><br>・窓口である各健康福祉事務所に対し、訓練・作業室の広さを利用定員×3㎡を下限とする面積要件は目安であることの再周知や3㎡未満の事例の共有、指定手続き関係資料の記載方法の見直し等を検討する(設備基準一覧表等を先行して改正。具体的な事前相談に係る通知は、厚生労働省通知を踏まえた新規指定における事前説明・確認方法の見直しのなかで整理のうえ発出予定)。 |

#### 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 10件

規制・手続の見直し：4件、制度内容の周知：2件、その他：2件、現行の制度運用を維持：2件

| 提案事項                               | 審議結果等の概要（審議結果を踏まえた対応）   |
|------------------------------------|---|
| (1) 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し | <b>規制・手続の見直し</b><br>・実務経験証明書の提出は引き続き必要とするが、窓口で原本と写しを持参し、原本と相違ないことが確認できる場合は原本を返却し、写しでの提出を可能とする（令和7年12月、実務経験証明書の取り扱いを改正）。   |
| (2) 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化      | <b>制度内容の周知</b><br>・製品の特性や製造工程により求められる衛生を担保するための措置のレベルは異なるため、一律の判断基準の記載は行わないが、今回の提案を踏まえ、改善指導事例を申請手引に記載する（令和8年1月、申請手引を改正）。  |
| (3) 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化            | <b>制度内容の周知</b><br>・個別のケースに応じて、届出の受理等を決定することから、農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備の一律の例示列挙は行わないが、新たな国通知の発出を踏まえ、各農業委員会等に対し、本通知の内容を周知するとともに、必要な附帯設備が農業用施設として適切に運用されるよう指導していく（令和7年8月、国通知の内容を周知。令和7年11月の会議でも通知内容を説明）。 |
| (4) 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し       | <b>規制・手続の見直し</b><br>・技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料や建設機械の取得日等を確認する資料について、国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討する（令和8年2月、見直しを行い、申請要領を改正）。  |

| 提案事項                             | 審議結果等の概要（審議結果を踏まえた対応）  |
|----------------------------------|--|
| (5) 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大   | <b>規制・手続の見直し</b><br>・ レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱いについて、国や他都府県の取り扱いを参考に、令和8年度中に見直しを検討する。  |
| (6) 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し  | <b>その他</b><br>・ 国が自動車検査証記録事項の配布期間延長等、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討するとしており、国からの措置内容が示されるまでは引き続き現行の運用を行う。  |
| (7) 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し | <b>現行の制度運用を維持</b><br>・ 県では本社営業所の区別なく一つの企業として取り扱っており、営業所は本社から委任を受けて契約を行うものという考え方に基づいている。このことから、本社以外に登録を希望する営業所について、建設業許可が共通する範囲での登録を認めることが適切である。  |
| (8) 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し  | <b>規制・手続の見直し</b><br>・ 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、地域包括支援センターにおいて、社会福祉士等で介護支援専門員資格を有する者が予防プランを作成している場合は、実務経験がある者として要件に加える（令和7年12月、要件を見直し、令和8年度研修から運用を開始する旨の通知を発出）。   |
| (9) 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し         | <b>① 電子申請の導入：その他</b><br>・ 県から電子申請の試行的運用を提案し、環境の整った市町より導入を開始したところであることから、引き続き電子申請の導入を各市町へ働きかけていく。<br><b>② 過去に届出があった土地の場合に市町のみで審査：現行の制度運用を維持</b><br>・ 過去に届出があった土地であっても、工事毎に埋蔵文化財への影響が異なることから、毎回審査する必要があるうえ、専門職員の有無等、市町毎に文化財部局の体制に差異がある状況等を踏まえ、引き続き県が審査し、保護体制に一定の水準を担保することが必要である。 |

### 3 国の法令等による規制に関する事項 2件

現行の制度運用を維持: 2件

| 提案事項                             | 審議結果等の概要（審議結果を踏まえた対応）   |
|----------------------------------|---|
| (1) 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し | <b>現行の制度運用を維持</b><br>・ 建設業法施行規則において、「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」が提出書類として明記されているが、確定申告書の写しでは納付済額等を証する書類とはいえないこと等から、引き続き現行の運用を行う。 |
| (2) 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し    | <b>現行の制度運用を維持</b><br>・ 河川区域における占用工作物の撤去には河川法の許可が必要であるうえ、メール等による協議では河川管理上の支障の有無を判断できないことから、引き続き現行の運用を行う。                     |

## 〔個票〕

### 1 県・市町の条例等による規制に関する事項

#### (1) 納入通知書の運用等の見直し

##### 規制の状況

(根拠法令等：(県) 財務規則 ほか)

- 県では道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料の納付について、以下の手続きを経て、占用者等の納入義務者に対し、納期限までの納入を求めている。
  - ・ 調定<sup>※1</sup>及び納入通知書(紙)の発行
  - ・ 納入義務者へ納入通知書を郵送
  - ・ 納入通知書を使用して、納入義務者が納入
- 法令、契約等に納期の定めのない歳入の納期限は、会計管理者通知「財務規則の運用について」(以下「運用通知」という。)において、調定の日から15日以内(土日含む)として運用されているが<sup>※2</sup>、近年の郵便事情の変化<sup>※3</sup>等により、納入通知書の到着にこれまでより時間を要し、納期限内の対応が困難な事例が発生している<sup>※4</sup>。

※1 調定とは、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、決定する内部意思決定行為をいう(地方自治法施行令(以下「政令」という)154条第1項及び運用通知第3-1(1)より)。

※2 歳入の納期限は、運用通知第3-1(2)アにおいて、以下のとおり定められている。

- ・ 法令、契約等に納期の定めのある歳入については、なるべくその納期限の15日前までに調定しなければならないこととされているが、その他の歳入についての調定は、収入すべき事由が生じたとき速やかにこれを行うこと。なお、調定の際には、財務規則第34条第1項ただし書きに掲げる歳入を除き、調定の日から15日以内で、当該歳入に適応した納期限を付さなければならないものであること

上記の納期の定めの有無による現行の運用通知上の規定を図示すると、以下のとおりとなる。



【参考】財務規則第32条(歳入の調定)第1項

・ 歳入管理者は、歳入を収入しようとするときは、政令第154条第1項の規定による調査をし、なるべくその納期限の15日前までに、調定決定書により調定しなければならない。

※3 2021年10月より、郵便局において、配達日数の1日程度繰り下げや土曜日配達休止が実施されている。

※4 提案者における納入通知書の社内処理の状況は以下のとおり。

- ・ 月3回の出納日(支払手続日)の7営業日前までに社内処理が必要であるが(大阪の事業所へ納入通知書を郵送する必要があるため、さらに1~2日を要する)、郵便事情の変化により郵便物の到着がそもそも1~2日遅くなっており、17時以降の配達は翌日の郵便物仕分けとなることなどもあって、非常にタイトな処理が求められている。(少しでも早く納入通知書を確認するため、担当者が社内集配所に赴くなどの手間も発生している)
- ・ 令和7年度のケースとして、納入通知書の発行・郵送が4/1(納期限:4/15)の場合、社内処理を経て、4/4までに納入通知書を大阪事業所まで届ける必要が生じた。

##### 提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- FAXやメールで納入通知書の写しを送付する対応をしてくれている部署もあるが、双方時間の制約もある中でそれらの調整に必要な協議削減<sup>※</sup>の観点からも、納期限の延長など納入通知書の運用等の見直しについて検討いただきたい。
- 納期限の延長が困難な場合、占用者において1日でも早く納入通知書を確認できる方法について検討いただきたい。

※ 納入通知書を少しでも早く確認するために、提案者において、県担当課に対し以下の依頼や確認を実施している。

- ・ 納入通知書を早期郵送するよう数度の依頼
- ・ 納入通知書写しのFAXやPDF送付の依頼
- ・ 納入通知書の発送状況の確認
- ・ 納期限の確認

## 対応方針

(所管課：出納局会計課)

### 規制・手続の見直し

#### 【対応方針の内容】

- 納期の定めのない歳入の納期限の運用について見直しを行う。
- 納期限をいたずらに長く設定すると、納付を失念すること等による未納リスクが増大する可能性があるため、納入義務者に納入通知書が到達後、15日程度の猶予が確保できることを基本としつつ、郵便事情のほか、近隣自治体等の事例も参考にしながら適切な納期限設定の運用を検討する。
- FAXやメール等による納入通知書の写しの送付は、二重納付等の可能性があるため、原則郵送による対応を継続する。



### 審議内容及び審議結果

- 委員意見
    - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ 対応方針のとおりとする。



### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 納期の定めのない歳入の納期限の運用について、令和8年3月に運用通知を改正し、納入通知書の発行の日から原則15日後以降の日を納期限に設定することとする見直しを実施

## (2) 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ほか)

- **障害福祉サービス事業を行う者は、知事**(政令市・中核市(以下「政令市等」))の場合は市長)の**指定を受けなければならないと規定されており**<sup>※1</sup>、就労継続支援B型事業<sup>※2</sup>等において、**訓練・作業室を設置する場合、以下の指定基準が設けられている**<sup>※3</sup>。
  - ・ **訓練又は作業に支障がない広さを有すること**
- **兵庫県及び政令市等では、介護保険法上の面積基準をもとに、訓練・作業室の広さは利用定員×3㎡**(最低定員10名以上)を**下限とするよう指導**している<sup>※4</sup>。当該基準の適用にあたり、**障害特性、支援内容、作業内容、地域性などは考慮されず**、また農場など施設外就労の広さもこれに含まれず、**純粋に訓練指導室の広さが求められる**。
- 相談室やトイレなどの設備とあわせると、少なくとも50~80㎡の物件が必要となるが、障害者の特性上、昇降の問題もあり、2階建て等ではなく、平面での対応が望ましい。しかし、**特に都心部では物件の確保が難しく、確保できたとしても賃料が事業として見合わないなどの課題**もある(従たる事業所の設置を余儀なくされた事例もある)。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条による。

※2 就労継続支援B型事業(非雇用型)：一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業(厚生労働省HPより)

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第188条による。

なお、同基準第1条により、当該基準は都道府県知事が条例を定めるにあたって参酌すべき基準とされている。

※4 障害福祉サービスの設備基準に関するQ & A(兵庫県)では、以下のとおり記載されている。

Q1：訓練・作業室の「訓練又は作業に支障がない広さ」とはどの程度か

A1：特に定められたものはないが、作業内容を鑑み、少なくとも届け出上の利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要である。 ※介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室：利用定員×3㎡

### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 訓練・作業室の面積要件を審査する際は、**単純に面積で見のではなく、作業内容**(例：内職中心、施設外就労中心)等を**事業計画で確認**し、**本来の国基準に基づき審査いただきたい**(事業計画は就労継続支援B型事業等においては予算確認も含めた要件書類であるので、申請書類の負担が増えるということはない)。
- 加えて、**指導レベルで行われている本面積要件に係る指導をしないよう、県下政令市等へ県から通知いただきたい**。

### 対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

#### 現行の制度運用を維持

##### 【対応方針の内容】

- 訓練・作業室は作業内容を鑑み、少なくとも申請上の**利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要**としており、具体的には**介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室の基準「利用定員×3㎡」を目安**としている。
- 公平な審査を行うためには、**一定の広さについて明確な数値基準を設けることが必要**と考えており、作業内容による審査の場合、**細かい作業毎の設置基準の設定や申請者による作業毎の必要面積の証明が必要になるなど、公正な審査業務への課題**や、作業内容に変更があった際に再度審査が必要となり、場合によっては認められず、**継続したサービスの提供に制限をかけてしまう恐れがあるなどの課題**もある。
- さらに**近隣府県の事例でも、兵庫県の制度と同様**としていることから**現時点で制度変更する必要がない**と判断している<sup>※</sup>。

※ 近隣府県の状況は以下のとおり。

奈良県・三重県：利用定員×3㎡

和歌山県：利用定員×3.3㎡

大阪府：基本は利用定員×3㎡(支障がない場合は、縮小可)

## 審議内容

### ○ 委員意見

- ・ 現場での指導がずれていないか疑問であり、どのような文言を使って事業者へ説明しているかという点も含めて、現場での指導内容を明確にする必要がある。
- ・ 目安なり、設置基準は必要と考えるが、基準等を下回る場合に、相談を受ける余地があるのか、全く余地がないのかは示す必要がある。
- ・ 何が例外となるか、例外事由について整理した方がよい。例外がどのような場合であれば認められるかという点について、できるだけ明確にしていきたい。
- ・ 大阪府の「支障がない場合」の支障内容を調べることであわせて、大阪市も含めて統一した運用をしているのかも調べてもらいたい。

⇒ **現行の指導内容と例外を認めている場合の例外事由及び大阪府市での運用等について整理**のうえ、次回会議で**再度審議**する。

## 審議内容を踏まえた整理

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

### 1. 訓練・作業室の面積要件にかかる国基準と県基準の関係

※ 以下において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を「法」という。

| 区分 | 国  | 兵庫県   |
|----|--|---|
| 基準 | <p><b>明確な数値基準なし</b></p> <p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有すること<br/>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること<br/>(法第43条/法に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第188条(条例で参酌すべき基準))<br/>+</p> <p>&lt;厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知第12の2&gt;<br/>訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、<b>適当な広さ又は数の設備を確保しなければならぬものとする。</b></p> | <p>① 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保<br/>※ 1人当たり3㎡を目安(介護保険法上の通所介護事業所の訓練室並)<br/>&lt;社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第10条第1項(抜粋)&gt;<br/>指定障害福祉サービスの事業の基準は、<b>法に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準」をもって、その基準とする。</b></p> <p>(参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第95条第2項(介護保険法))<br/>第1号イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、<b>3㎡</b>に当該指定通所介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> |

日中活動の場としての機能が類似していることから同基準を目安としている  
(他府県でも同様の運用例が多数)

### 2. 県・県内市町、大阪府・市の基準と例外の取扱い状況について

| 兵庫県                      | 神戸市                      | 尼崎市                      | 西宮市                      | 明石市                        | 姫路市           | 大阪府                               |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 3㎡を目安<br>※個別判断<br>(内規なし) | 3㎡を目安<br>※個別判断<br>(内規なし) | 3㎡を目安<br>※個別判断<br>(内規なし) | 3㎡を目安<br>※個別判断<br>(内規なし) | 3.3㎡を目安<br>※個別判断<br>(内規なし) | 3㎡以上<br>※例外なし | 3㎡を目安<br>※個別判断(内規なし)<br>大阪府も同様の取扱 |

#### 【県内で3㎡以下で認めている事案】

| 区分   | 加古川市                   | 三田市               | 伊丹市                               |
|------|------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 面積   | 2.56㎡                  | 2.90㎡             | 2.90㎡                             |
| 作業内容 | PCデータ入力作業、DMの紙折・宛名貼り作業 | 釣り具用品のシール貼り、袋入れ作業 | 内職作業<br>(プラスチック製品組み立て、100均一商品づくり) |

※大阪府の状況：施設外就労やパソコン業務がメインの場合は、3㎡以下でも認めているケースあり

<現場(各健康福祉事務所)での指導内容の実態>

- 1人当たり3㎡を目安で、**3㎡未満の場合は個別の判断(ユニバーサル推進課と相談)であるが、3㎡を目安としていることが分かりにくいことから、3㎡以上必要との指導を行ったケースあり**

<対応方針(案)>

#### 制度内容の明確化

- 指導内容の実態を踏まえ、窓口である**各健康福祉事務所に、面積要件は目安であることの再周知及び3㎡未満の事例等の共有**を検討
- **指定手続き関係資料の記載方法の見直し**(3㎡未満の場合は事前相談の旨を明記する等)を検討
- 県内の指定権者である**政令市・中核市に対して、県の取り扱い内容の共有**を検討

## 審議内容及び審議結果

### ○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。

⇒ 対応方針のとおりとする。

## 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 設備基準一覧表及び設備基準に関するQ & Aに、1人当たり3㎡以上が目安であること及び3㎡を下回る場合は、事前相談を必要とする旨を明記した。
- 厚生労働省が「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」を作成したことを踏まえ（R7.11.28付通知）、新規指定における事前説明・確認方法の見直しを検討する必要があることから、具体的な事前相談に係る各健康福祉事務所への通知は、整理後に発出予定。

※ 「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（一部抜粋して記載）

指定権者は、指定希望者に対し、指定申請書類を受理する前に、指定基準等について十分に説明するとともに、事業開始の理由等について確認を行い、必要な助言を行うことが望ましい

## 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

### (1) 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

#### 規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、(国) 児童福祉法 ほか)

- **障害福祉サービス事業を行う事業所等では、サービスの質の向上を図る観点から、サービス利用者の個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導等を行うサービス管理責任者<sup>※1</sup>や児童発達支援管理責任者<sup>※2</sup>の配置が義務付けられている<sup>※3</sup>。**
- **各責任者として事業所で従事するためには、実務経験要件<sup>※4</sup>と研修修了要件<sup>※5</sup>を満たす必要があり、事業所を開設する法人が、指定申請時に各要件の確認を受けることが必要とされている。**
- 当該要件の確認のため、県では指定申請の添付書類として、**実務経験証明書(様式)**及び**研修修了証の写しの提出を求めている**。
- なお、サービス管理責任者等の**基礎研修受講開始時に、各実務経験要件を満たしている必要があると**されている。

※1 サービス管理責任者：障害のある方の一人ひとりの生活環境や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、18歳以上の障害のある方を支援対象とし、障害者総合支援法による指定事業所が主な職場となる。

※2 児童発達支援管理責任者：子どもの発達状況や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、障害のある子どもを支援対象とし、児童福祉法による指定事業所が主な職場となる。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第1項等や、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項による。

※4 実務経験要件：障害者(児)の支援に関する実務経験が、定められた業務内容及び経験年数を満たしていること(相談支援業務：5年以上、直接支援業務：8年以上など)。ただし、児童発達支援管理責任者の場合、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上あることが必要。

※5 研修修了要件：サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること

#### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- **研修の修了証は県知事名で交付されるものであり、基礎研修受講開始時点で県が実務経験を間接的に確認しているといえることから、実務経験要件の確認書類は研修修了証の写しのみとし、実務経験証明書の提出は不要としていただきたい**(本実務経験要件の確認は、所轄庁ではなく、研修実施機関がその責任において行うものであると考え)。
- 上記が困難な場合、実務経験証明書の写し、もしくは写し及び本人や申請者による原本証明等を提出することにより、**実務経験証明書の原本の提出を不要とする取り扱いについて検討いただきたい**。

#### 対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

#### 現行の制度運用を維持

##### 【対応方針の内容】

- **兵庫県が実施するサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の基礎研修及び実践研修においては、実務経験証明書の提出までは求めておらず、申請フォームに自己申告で記載させるのみである。**
- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となるのに必要な要件のうち、「研修修了要件」は同一(研修内容は統一されているため)であるが、「**実務経験要件**」が異なるため、基礎研修及び実践研修を受講しているとしても、**サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれの実務経験を満たしているのかは、事業所の指定申請や変更申請に際して別途確認が必要**である。
- **他府県が実施する実践研修を修了した場合であっても、兵庫県内でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として着任可能であるが、この場合も資格要件を満たすかどうかの確認が必要**である。また、他府県が実施した研修の修了時点で実務経験要件を満たしていることが確認できないケースもあった。
- 以上のことから、指定申請時において**実務経験証明書の提出は必要と判断**している。
- なお、実務経験証明書は**過去に偽造があったことから、原則原本が必要**と考えているが、別事業所での勤務時に、**既に県に一度原本を提出している場合等については、写しの提出で足りる**こととしているほか、勤務先事業所の廃止などで**実務経験証明書の発行が難しい場合には、雇用契約書や保険加入記録などの提出により実務経験を認めている**。

## 審議内容

### ○ 委員意見

- ・ 基礎研修の受講時点では実務経験の証明は自己申告に留まることから、指定申請の際に実務経験証明書の提出は必要と考える。
- ・ 様々な手続きで原本が不要となるなかで、写しでもいいのかの相場感がわからない。デジタル化の動きがあるなかで兵庫県や近隣府県の各種手続きにおいて証明書類の原本の提出を求めているケースがどの程度あり、どの程度のものであれば原本を必要としているかを確認してはどうか。
- ・ 過去勤務していた事業所が廃止された場合に実務経験証明書を再発行できないケースがあることや、事業所が存在する場合でも証明書の発行は当該事業所の負担になる。本来の提案にはないが、証明書の原本を返却・保持できる手法についても検討してはどうか。

⇒ 実務経験証明書の提出は必要であるとしたうえで、**証明書の原本の取り扱い（写しの可否・返却の是非）**や**兵庫県・近隣府県における原本を求める書類の実態について整理**し、次回会議で**再度審議**する。

## 審議内容を踏まえた整理

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

### 1. 本県における証明書類関係で原本の提出を求めているケースについて

- 兵庫県では、スマート兵庫戦略に基づき、行政手続きのオンライン化等を推進
- 手続きごとで審査内容などが異なることから、**原本を求めるかどうかは各所管課で判断**（県の統一ルールなし）
- 県への申請のうち、**原本提出を求めている手続きは、289件**

【原本提出の内訳 ※R7.10時点】

| 区分           | 手続き数 |
|--------------|------|
| 登記事項証明書      | 161件 |
| 各種資格証明書等     | 125件 |
| 住民票          | 76件  |
| 戸籍           | 33件  |
| 所得証明書・納税証明書等 | 33件  |
| 定款           | 13件  |
| 印鑑登録証明書      | 9件   |
| 決算書          | 6件   |

<書類例（手続き名）>

- ・ 分析責任者の経歴書（温泉成分分析を行う者の登録申請）
- ・ 市町村の長の証明書〔身分証明書〕（指定確認検査機関指定の申請・更新）
- ・ PCB作業従事者講習会修了証（産業廃棄物の処理に係る特例の認定）
- ・ 在学証明書（淡路景観園芸学校 研修料等の免除申請）
- ・ 障害証明書（心身障害者扶養共済制度加入申し込み）
- ・ 勤務証明書（幼保連携認定こども園設置認可申請）
- ・ 配置従事身分証明書（配置従事者の身分証の書換交付申請）
- ・ 販売従事登録証（販売従事登録証の書き換え交付申請）
- ・ 在職証明書（県営住宅の収入の申告の受理）
- ・ 口座振替払申出書（各種手続き）

### 2. 神戸市・近畿府県での実務経験証明書の原本提出状況

| 神戸市  | 滋賀県  | 京都府               | 大阪府  | 奈良県                   | 和歌山県 |
|------|------|-------------------|------|-----------------------|------|
| 写しで可 | 写しで可 | 原則原本<br>(原本証明でも可) | 写しで可 | 原則原本<br>(社会保険加入記録でも可) | 写しで可 |

<対応方針（案）>

#### 規制・手続きの見直し

- 他府県の状況を踏まえるとともに証明書を作成する事業所等の事務負担にも配慮し、**窓口で原本と写しを持参し、原本と相違ないことが確認できる場合は原本を返却し、写しでの提出を可**とするよう、申請受付窓口である各健康福祉事務所へ周知する

## 審議内容及び審議結果

### ○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。

⇒ **対応方針のとおり**とする。

#### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 令和7年12月に、実務経験証明書の取り扱いを改正し、窓口で原本と写しを持参し、両者の一致が確認できた場合には、原本を返却のうえ、写しによる提出を認めることとした。あわせて、当該取り扱いの変更について、申請受付窓口である各健康福祉事務所へ周知した。

## (2) 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、(国)薬局等構造設備規則 ほか)

- **化粧品製造業の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定める基準に従い、製造所ごとに知事の許可を受けなければならない**と規定されている※<sup>1</sup>。
- 許可にあたり、**製造所の構造設備が以下の区分に応じて各基準を満たす必要があるが、これらの基準はいずれも抽象的**であり、事業者が製造所を賃借又は建築等する場合に、**床の基準を十分に把握することができない状況**にある※<sup>2</sup>。

| 製造工程の全部又は一部を行う場合（一般区分）                         | 製造工程のうち、包装、表示又は保管のみを行う場合（包装等区分）                         |
|--|---|
| 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること など※ <sup>3</sup> | 製品等及び資材を衛生的かつ安全に保管するために必要な構造及び設備を有すること など※ <sup>4</sup> |

- ※<sup>1</sup> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条及び同法施行令第80条による。
- ※<sup>2</sup> **具体的な支障事例**として、提案者は以下のケースを挙げている。
  - ・ 実際に行政へ事前相談を行ったにも関わらず、後日、**床がカーペットの製造所では包装等区分の許可を受けられないとの指導**を受け、混乱をきたしたケース。
- ※<sup>3</sup> 薬局等構造設備規則第13条により、以下のとおり規定されている（一部抜粋）。
 

作業所は、次に定めるところに適合するものであること(同条第2号)

  - イ 換気が適切であり、かつ、清潔であること
  - ロ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること
  - ハ 作業を行うのに支障のない面積を有すること
  - ニ 防じん、防虫及び防そのための構造又は設備を有すること
  - ホ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること
  - ヘ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること
- ※<sup>4</sup> 薬局等構造設備規則第10条・第13条の2により、以下のとおり規定されている（一部抜粋）。
 

医薬品製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする

  - 一 製品等及び資材を衛生的かつ安全に保管するために必要な構造及び設備を有すること
  - 二 作業を適切に行うのに支障のない面積を有すること。
  - 三 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること



### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- **県作成の申請手引「はじめて化粧品の製造販売及び製造をする人のために」において、薬局等構造設備規則の条文を紹介するとともに、例えば「カーペットは不可」など、より具体的な判断基準について、各区分ごとに明示いただきたい。**



### 対応方針

(所管課：保健医療部薬務課)

#### 制度内容の周知

##### 【対応方針の内容】

- 当該業務は法定受託事務であることから、**国から明示されていない内容を県が独自に記載することは困難**である。
- 近畿府県においても条文ごとの判断基準を独自に記載している府県はない。
- **事業者には、責任技術者（薬剤師等）を設置して構造設備を管理させる等、化粧品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を自らの責務として講じる義務**があるが、**製造する製品の特性や製造工程により求められる衛生を担保するための措置のレベルは異なる**ため、**一律に記載することは新たな混乱を招くものと考えている**※。
- 事前の相談は、任意で提出された資料に基づき申請者の疑義内容について回答しているものであり、申請後の許可を保証するものではない。
- 構造設備規則を含む許可要件への適合性は、申請に基づく実地調査等の審査で確認しているが、**今回の提案を踏まえ、改善指導事例を申請手引に記載**する。
- なお、薬局等構造設備規則の条文については、既に申請手引のなかで掲載している。

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第17条第13項で準用する同法第8条第1項による。



## 審議内容及び審議結果

### ○ 委員意見

- ・ 対応方針の内容自体には賛同する。
- ・ ただし、「法定受託事務であることから県が独自に判断基準を示すことは困難であり、代案として改善事例を示す」という整理は適切ではない（改善事例を申請手引きに記載することは、それ自体が審査基準を出していることになる）。

⇒ **対応方針のとおり**とする。



## 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 令和8年1月に、**申請手引「はじめて化粧品の製造販売及び製造をする人のために」を改正し、改善指導事例を申請手引に記載**した。

### (3) 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化

#### 規制の状況

(根拠法令等：(国) 農地法、(国) 農地法施行規則、(国) 「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について)

- 平成30年11月より、新たに農作物の栽培の効率化・高度化を図るために設置される底面を全面コンクリート等で覆う農業用ハウス等（**農作物栽培高度化施設**）については、**農業委員会に届出を行うことにより、農地転用の許可申請手続きが不要となる制度**が設けられた※<sup>1</sup>。
- **農作物栽培高度化施設として届出が受理されるには、以下の基準を満たす必要がある**※<sup>2</sup>。
  - ・ 届出に係る施設が**専ら農作物の栽培の用に供されるもの**であること など
- 同基準の取り扱いについて「**農地法第43条及び第44条の運用について（農林水産省経営局長通知）**」などで規定されているものの、**基準として概括的**であり※<sup>3</sup>、制度開始以降の事例も多くないことから、**どのようなケースであれば、農作物栽培高度化施設として届出が受理されるのかが分かりにくい**。

※<sup>1</sup> 農地法第43条による。

※<sup>2</sup> 農地法施行規則第88条の3による。

※<sup>3</sup> 農地法第43条及び第44条の運用について（農林水産省経営局長通知）では、「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」の基準の判断基準について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される、と規定されている。

#### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 県として、**県下で共通して使用できる規定等がある場合、その内容を示してもらいたい**。
- 上記規定がない場合、**農作物栽培高度化施設のモデルケースを検討し、農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備を例示列挙**するなど、**現場の判断を容易にする規定等を作成し、各農業委員会に周知**いただきたい。
- 例えば、チラーやキュービクル、コンピューター室など、**単体では農業に関係のない施設を設置する場合に、当該敷地部分についてのみ農地転用の許可申請が必要となるが、営農計画全体との関連性を踏まえ、高度化施設全体の敷地として柔軟に解釈することはできないか**。

#### 対応方針

(所管課：農林水産部総合農政課)

##### 制度内容を周知

##### 【対応方針の内容】

- 農業委員会は、施設の規模、附帯設備の配置状況、周囲の営農への影響など個別のケースに応じて、農作物栽培高度化施設の届出の受理又は不受理を決定している。よって、**一律に農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備を例示列挙することは適切とはいえない**と考えている。
- なお、令和7年8月6日付けで**農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の運用の明確化を図るため、新たな国通知が発出**された。附帯設備については、以下の2点により、**高度化施設用地**※<sup>1</sup>として取り扱うか否かの判断を行うことが**適当であるとの判断基準**が示された。
  - ・ 当該用地部分が高度化施設用地における**農作物の栽培に通常必要不可欠なもの**であること
  - ・ その**農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となりえると認められないこと**
- そのため、チラーやキュービクル等の**附帯設備を一律に高度化施設用地として取り扱う柔軟な運用は困難**であるが、耕作のために必要不可欠な附帯設備で、当該用地部分の規模が200㎡未満の場合は、**農業用施設**※<sup>2</sup>に該当し、**農地法に基づく農地転用許可が不要**となる。
- 以上のことから、**各農業委員会等に対し、本通知の内容について周知**するとともに、**必要な附帯設備が農業用施設として適切に運用されるよう指導**していく。

※<sup>1</sup> 高度化施設用地：農作物栽培高度化施設の底面とするために、農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地

※<sup>2</sup> 農業用施設：農業生産活動等に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等をいい、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等もこれに該当する

#### 審議内容及び審議結果

- **委員意見**
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ **対応方針のとおり**とする。



#### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 令和7年8月6日付けで農林水産省経営局農地政策課長から、農作物栽培高度化施設の制度運用の明確化について通知があり、**必要な附帯設備が農業用施設として適切に運用されるよう、令和7年8月に各農業委員会等に対し、国通知の内容を周知**した。
- あわせて、令和7年11月11日に開催された**農業委員会会長・事務局長会議において、国通知内容を説明し、適切な運用の徹底を図った。**

- (4) 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し
- (5) 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法、(国)建設業法施行規則、(県)経営事項審査申請要領)

- 国や地方公共団体等から**公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、毎年度、経営事項審査を受ける必要**があり※1、審査項目として、経営規模、経営状況、**技術力、その他の審査項目**がある。
- 審査を受けるにあたり、**技術職員名簿や建設機械の保有状況一覧表の提出が必要**であるが、技術職員は審査基準日以前に6か月を超える**恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者のみ**が対象となり、建設機械は**適切な保有状況の確認が必要**とされている。
- このことから、県では**名簿に記載されている全員分の健康保険証の写し、あるいは一覧表に記載されている建設機械の取得日等**について、**毎回、確認することとしている**※2。
- 国においても同様の審査が行われるが、**確認の対象は新たに名簿に記載された者や建設機械のみ**で足り、**国と県で異なる取り扱い**となっている。
- また、**県では建設機械をレンタル契約により保有する場合、契約の相手方はレンタル会社に限定**しているが※3、例えば代表取締役個人名義のものを法人へ貸借するケースや、個人名義であっても法人の固定資産台帳で法人資産として扱われるケースなど、**形式上はレンタルであるが、実質的には法人が建設機械を保有していると評価できるケースであっても、保有として認められない取り扱い**となっている。

※1 経営事項審査は、建設業法第27条の23に基づき、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（同法施行令第1条の2）を除く。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者から直接請け負おうとする建設業者（同法第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならないとされている。

※2 経営事項審査申請要領（令和7年3月改訂版）では、建設機械の取得日等の確認のため、売買契約書や譲渡契約書の提示を求めている。

※3 経営事項審査申請要領（令和7年3月改訂版）では、契約の相手方はレンタル会社に限定され、一般の方は認められませんとしている。

### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 国に倣い、**健康保険証の写しや建設機械の取得日等の確認を行う対象について、新たに名簿に記載された技術職員や新たに取得した建設機械のみ**としていただきたい。
- **レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱い**について見直していただきたい。

### 対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

#### 規制・手続きの見直し

##### 【対応方針の内容】

- **技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料**について、健康保険証の有効期限が最長で令和7年12月1日であることから、**国の取り扱いを参考に、確認書類の見直しを検討**する※1。
- **建設機械の所有による取得日等を確認する資料**について、建設機械の入れ替え等による所有状況の変化は、毎年の特定自主検査記録証等の提出をもって確認が可能であることから、**国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討**する※2。
- **レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱い**について、レンタル契約には様々な形態があることは理解しており、**国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討**する※3。

※1 技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料における、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都）
- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（国土交通省：標準報酬決定通知書を提出している場合で、前回記載のあった職員の健康保険証は提出不要）

※2 建設機械の所有による取得日等を確認する資料における、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体（滋賀県・東京都）
- ・ 本県と一部異なる取り扱いをしている自治体（京都府・大阪府・和歌山県：前回記載のあった建設機械の売買・譲渡契約書は提出不要）
- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（奈良県・国土交通省：前回記載のあった建設機械の売買・譲渡契約書、リース契約書は提出不要）

※3 レンタル契約の相手方に係る取り扱いにおける、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都・国土交通省：レンタル契約の相手方の限定なし）

## 審議内容及び審議結果

- **委員意見**
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ **対応方針のとおり**とする。



## 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 令和8年2月に**経営事項審査申請要領を改正**し、それぞれ**下記の見直しを行った**。
  - ・ 技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料である**健康保険証の写し**について、**不要**とした。
  - ・ 建設機械の所有による取得日等を確認する対象について、**前年度(前回)の経営事項審査において、建設機械の保有一覧表に記載があり、確認済みの建設機械については、前年度(前回)の「建設機械の保有一覧表」（経営事項審査申請書副本）の原本を提示又は写しの提出をもって、「所有の確認できるもの(契約書、譲渡証明書、販売証明書等)」の提示を省略できる**とした（リース契約は除く。）。
- **レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱い**について、国や他都府県の取り扱いを参考に、**令和8年度中に要領改正を検討**する。

## (6) 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法、(国)建設業法施行規則、(県)経営事項審査申請要領)

- 経営事項審査にあたり、建設業者の**保有する建設機械がダンプ車の場合**、使用権原や有効期間内かどうかを確認するため、**自動車検査証(車検証)の写しの提示が必要**と規定されている<sup>※1</sup>。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律の一部施行(令和5年1月)により、車検証が電子化され、**従来の紙車検証に記載されていた情報は、一部項目を除いて付属するICチップに記録されることとなった**。

| 紙車検証に継続記載される項目(主なもの)                     | ICチップ内に記録される情報(主なもの)                         |
|--|--|
| 自動車登録番号又は車両番号、自家用・事業用の別、車体の形状、使用者の氏名又は名称 | 所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の住所、使用の本拠の位置、有効期間の満了する日 |

- これにより、現行の**紙車検証の写しの提示のみでは経営事項審査で求められる情報が確認できなくなった**ことから、現在は**自動車検査証記録事項の写しの提示が求められ、車検証を電子化したメリットが失われている**。なお、**自動車検査証記録事項の発行は経過措置**とされている<sup>※2</sup>。

※1 経営事項審査申請要領(令和7年3月改訂版)による。

※2 自動車検査証記録事項は、電子車検証が浸透していないことを踏まえ、電子車検証の交付時にあわせて補助的に交付される書面とされている。また、ICチップに内蔵された情報は、所有者や関係事業者は車検証閲覧アプリで確認することが可能であり、自動車検査証記録事項のPDFデータのダウンロードも可能とされている。なお、「自動車検査証記録事項」の窓口での配布は、以下の時期をもって終了することとされている(国土交通省電子車検証特設サイトより)

- ・ 検査手続きのうち、電子車検証の券面の記載事項に変更のない手続き：2025年12月末
- ・ 上記以外の手続き：2027年12月末

### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- **経営事項審査で提示する書類は、現行の紙車検証のみ**(使用者の氏名又は名称欄に経営事項審査を受審する法人名等が記載されていることが前提)**とし、ICチップ内の情報は、地方運輸局と県で情報共有する形式に見直しをいただきたい**。

### 対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

#### その他

#### 【対応方針の内容】

- **国が情報漏洩及びシステム障害のリスクの観点から、自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)の情報連携をしていないことから、ICチップ内の情報を地方運輸局と県で情報共有することは技術的に困難**である。
- 令和6年の「地方分権改革に関する提案募集」(千葉県提案<sup>※1</sup>)への対応方針(令和6年12月24日閣議決定)において、**自動車検査証記録事項の取り扱いについて、国が以下のとおり方針を示しているが、令和7年8月現在で国から措置内容は示されていない**。
  - ・ 自動車検査証の電子化に伴う経過措置として運輸支局等窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、**令和7年末までとしている配布期間を必要に応じて延長するなど、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる**。
- 現在は国や他都府県においても、本県と同様に保有する建設機械がダンプ車の場合は、紙車検証及び自動車検査証記録事項を確認書類として提示を求めていることから<sup>※2</sup>、**国からの措置内容が示されるまでは、引き続き現行の運用を行っていく**。

※1 令和6年「地方分権改革に関する提案募集」における千葉県提案内容は以下のとおり。

- ・ 自動車登録時の税申告・審査手続の円滑化を図るため、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでの間は、自動車検査証記録事項の交付措置期間を延長すること。

※2 本県と同様の取り扱いをしている自治体(滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都・国土交通省)

## 審議内容及び審議結果

- **委員意見**
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ **対応方針のとおり**とする。



## 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 対応方針のとおり、自動車検査証 ICチップ内の情報を地方運輸局と県で情報共有することは技術的に困難であることから行わない。
- **確認書類の取り扱い**については、今後示される国からの措置内容にあわせて、必要な見直しを検討していく。

## (7) 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(県) 兵庫県建設工事の入札参加資格審査申請要領)

- **兵庫県の建設工事の入札に参加する者**は、入札参加資格審査申請を行い、**入札参加資格者名簿に登録される必要がある**。
- 本社に限らず、営業所等でも**建設工事許可申請書営業所一覧に記載されている主たる営業所及び従たる営業所であれば、申請が可能**(入札及び契約締結権限がない単なる連絡所等は不可)であるが、この場合に**本社・営業所等の全てに入札参加を希望する工種に対応する建設業許可が必要**とされている\*。

#### 【本社・営業所で保有する建設業許可工種が異なる場合の入札参加資格申請の可否の例】

| 【前提条件】<br>本社(許可:A工事業、B工事業)<br>営業所(許可:A工事業、C工事業) | 入札参加資格<br>申請の可否 | 左記の理由   |
|---|-----------------|---|
| ① 本社で、A工事業及びB工事業を申請                             | ○               | 希望する工種に対応する全ての許可を本社が保有  |
| ② 本社及び営業所で、A工事業を申請                              | ○               | 希望する工種に対応する全ての許可を本社・営業所が保有                                    |
| ③ 本社でA工事業及びB工事業、<br>営業所でA工事業及びC工事業を申請           | ×               | 希望する工種に対応する全ての許可を本社・営業所が保有せず<br>(本社がC工事業、営業所がB工事業の許可を保有していない) |
| ④ 本社でA工事業及びB工事業、<br>営業所でA工事業を申請                 | ×               | 同上(営業所がB工事業の許可を保有していない)                                       |
| ⑤ 営業所で、B工事業を申請                                  | ×               | 営業所はB工事業の許可を保有していない   |

\* 兵庫県建設工事の入札参加資格審査申請要領第3「入札参加資格審査申請を受け付けない者」において、以下のとおり規定されている。  
・次の項目に該当する場合は、その該当の工種について、入札参加の希望ができません。

(1) 建設業法による建設業の許可に関する事項

営業所調書に記載する本社及び営業所のうち、いずれか1箇所でも入札参加を希望する工種に対応する建設業法による建設業の許可がない営業所等がある場合

### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 建設業界の人手不足や高齢化などの理由から、技術職員を確保することが困難な状況を踏まえ、**本社や営業所等で異なる許可工種をもつ場合に、異なる希望工種で入札参加資格申請ができるように制限を見直していただきたい\***。

### 対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

#### 現行の制度運用を維持

##### 【対応方針の内容】

- 兵庫県の建設工事の入札方式(公募型一般競争入札および制限付き競争入札)においては、**主に本社**(主たる営業所)**の所在地を要件**\*1としており、**本社と許可状況が異なる営業所については想定していない**。
- そのため、兵庫県では本社営業所の区別なく一つの企業として取り扱っており、**営業所は本社から委任を受けて契約を行うものという考え方**に基づき、本社以外に登録を希望する営業所においては**本社と建設業許可が共通する範囲での登録を認めている**。また、**営業所とあわせて登録する本社についても、営業所と本社を同等として扱っていることから、登録する営業所と共通する範囲でのみ登録を認めている**ところである。
- 東京都、愛知県、福岡県といった兵庫県と同規模程度以上の自治体においても、兵庫県と同じような建設業許可工種の取り扱いをしている\*2。

\*1 公募型一般競争入札の場合は兵庫県内、制限付き一般競争入札の場合は県民局単位等の県内の特定地域としている(公募型一般競争入札実施要領第2条1項、制限付き一般競争入札実施要領第2条1項による。)

\*2 特に、愛知県および福岡県においては、そもそも複数の営業所を名簿登録することはできず、1社あたり1営業所のみの登録としており兵庫県より厳しい要件となっている。

なお、建設工事の入札参加資格名簿登録における、国・近隣府県の取扱いは、以下のとおり。

・ 本県と類似の取り扱いをしている自治体(なし)

・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体(滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・国土交通省：本社・営業所の登録に特に制限なし、和歌山県：本社のみ登録可)

## 審議内容及び審議結果

### ○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。
- ・ 資料上の「本社」との記載が、全ての営業所にその許可が及ぶと解される可能性があり、その点には留意する必要がある（建設業の許可自体は（本社）営業所に帰属していることがわかるよう示すべきであった）。
- ・ 上記前提の下、あくまで契約上は県と法人との関係になることから、本社（営業所）とその他の営業所が両方とも登録するのであれば、両方に共通する工種で登録が必要との方針は維持すべき。

⇒ **対応方針のとおり**とする。



## 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 対応方針のとおり、**現行の制度運用を維持**する。

## (8) 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)介護保険法、(県)主任介護支援専門員研修開催要項、(国)介護支援専門員資質向上事業ガイドライン等)

- **地域包括支援センター**（以下「センター」という。）は、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点として、市町が設置<sup>※1</sup>し、保健師、社会福祉士（以下「社会福祉士等」という。）及び**主任介護支援専門員<sup>※2</sup>の人員配置が義務付け**られている<sup>※3</sup>。
- 人員配置基準のうち、令和3年度より居宅介護支援事業所の管理者要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更される等、**「主任介護支援専門員」の外部からの人材確保が特に厳しい状況**となっており、**センター内部で主任介護支援専門員を確保していく重要性が増している**<sup>※4</sup>。
- **「主任介護支援専門員」の資格を得るためには**、主に5年以上の実務経験を有する**介護支援専門員が、主任介護支援専門員研修を受講する必要があるが、同研修受講の前提条件となる介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修は、介護支援専門員としての「実務経験」が当該研修の受講要件<sup>※5</sup>となっている。**
- 介護ニーズに対して介護支援専門員が不足する**センターでは、介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等も予防プランの作成業務等を分担**しているが、本県では、**社会福祉士等としての人員配置である限り、当該業務分担期間は受講要件の「実務経験」には含まれず<sup>※6</sup>、研修受講要件を満たさない。**

※1 介護保険法第115条の46第1項・第2項による。民間の居宅介護支援事業所が要介護1以上の利用者に対して相談やサービスを提供するのに対し、センターは当地域に住んでいる65歳以上の高齢者全員に対して、相談や支援を提供するものとされている。なお、県内に約300のセンターがあり（R7.4.1日時点）、多くが社会福祉法人等への委託により運営。

※2 (主任)介護支援専門員：介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じるとともに、ケアプラン（要介護者向けの介護サービス等の提供に係る計画）や予防プラン（要支援者向けの介護予防サービスの提供に係る計画）の作成や市町・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者で、介護支援専門員証の交付を受けた者とされている。専門員証の有効期間は5年間で、更新する場合、各種の更新研修の受講が必要である。  
（主任介護支援専門員とは、他のサービスを提供者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言、指導等を行う者とされている）

※3 介護保険法第140条の66第1項による。

※4 令和3年度より居宅介護支援事業所の管理者が「主任介護支援専門員」であることが必要とされ、令和3年3月31日時点で管理者となっている者は、引き続き管理者を続けることができる経過措置が設けられているが、当該経過措置も令和9年3月31日までとされている。

※5 介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月版）（厚生労働省）による。

※6 県作成「介護支援専門員資格の更新について」において、「地域包括支援センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合は、実務経験に含まれません」と記載している。  
なお、和歌山県や神奈川県では上記のような場合に実務経験に含める取り扱いを行っている。

### 提案内容

(提案者：兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会)

- 今後も不足が見込まれる介護人材を有効活用し、円滑な主任介護支援専門員の確保など持続可能なセンター運営に向け、**センターにおいて、介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等が予防プランの作成等介護支援専門員の業務を行う期間について、「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修」の受講要件である「実務経験」に含める取り扱いとしてもらいたい。**

## 対応方針

(所管課：福祉部高齢政策課)

### 規制・手続の見直し

#### 【対応方針の内容】

- 国のガイドラインでは、主任介護支援専門員研修受講の前提で受講する必要がある専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の対象は、「原則として、介護支援専門員としての実務に従事しているもの」とされている\*。
- これまで、本県では、介護支援専門員の実務について、介護支援専門員の専門性の担保を重視する観点から、センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プランの作成を行っている場合は実務経験に含めていなかった。
- 一方で、介護支援専門員資格を有する社会福祉士等がセンターで予防プランの作成に携わっている状況は、介護支援専門員が事業所で予防プランを作成している状況と変わらず、他県では社会福祉士等としてセンターに配置されている者でも、現に予防プランを作成している者は、実務経験がある者として認めている例もある（神奈川県、和歌山県等）。
- このため、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、本県においても令和8年度から、センターにおいて保健師や社会福祉士等で介護支援専門員資格を有する者が予防プランを作成している場合は、実務経験がある者として要件に加えることとする。

※ 介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月版）（厚生労働省）による。

### 審議内容及び審議結果

- 委員意見
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ 対応方針のとおりとする。

### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

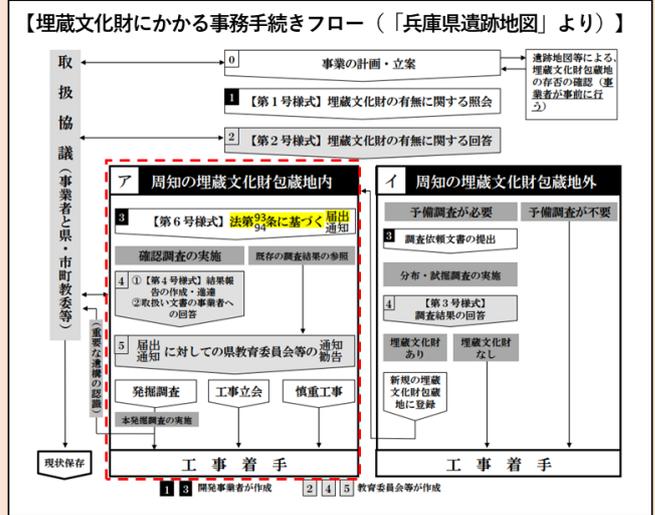
- 令和7年12月24日に県内各市町へ、令和8年度の専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、地域包括支援センターにおいて保健師や社会福祉士等介護支援専門員以外の職種で予防プランを作成している場合も、実務経験がある者として要件に追加する旨を通知した（令和8年度開催研修から運用開始予定）。

## (9) 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)文化財保護法、(県)兵庫県遺跡地図、(県)兵庫県埋蔵文化財取扱要綱 等)

- **埋蔵文化財は、国や地域の歴史、文化の理解に不可欠な財産であり、適切な保護・活用が求められるが、一方で土地利用も所有関係に基づき尊重されるべきものであり、埋蔵文化財の保護と土地利用を整合させる調整が必要**とされている。
- 文化財保護法（以下、「法」という。）において、**土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合**、60日前までに県又は政令市の教育委員会に**届出が必要**である（保護上、特に必要があれば発掘調査の実施等の指示が可能）※1。
- 埋蔵文化財の状況は地元市町が最も現状を把握していることから、中核市に対しては届出事務（＝届出受理から審査まで一連の事務）の権限を移譲している。また、審査体制の整っていない**それ以外の市町**（以下、「一般市町」という。）では、県が示した手引きに基づき、**窓口事務（届出受理及び意見を付し県へ進達）を行っている（届出の適否は県で審査）**※2。
- しかしながら、一部市町を除いて**電子申請ができない**※3ことや、同じ土地でも工事の度に届出が必要となるなど、**一般市町を経由する県への届出の場合に、工事着手までに時間を要している。**



※1 法第93条（届出・発掘調査等の指示）、法第184条第1項第6号・法施行令第5条第2項（国から都道府県・政令市教育委員会への権限移譲）による。なお、ここでの「発掘」は「土地の掘削」を指す。  
 ※2 県から中核市への権限移譲：教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例による。  
 県から一般市町への事務の依頼：兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第13条による。  
 ※3 加古川市、福崎町のみメールによる提出が可能

### 提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- 当該届出事務に関して、**以下(1)・(2)が可能となるよう、事務の見直しを検討いただきたい。**  
 (1) **電子（メール等）による届出** (2) **過去に届出があった土地の場合、市町が審査し、審査時間を短縮**

## 対応方針

(所管課：兵庫県教育委員会事務局文化財課)

- (1) 電子申請：その他
- (2) 過去に届出があった土地の場合、市町が審査：現行の制度運用を維持

### 【対応方針の内容】

#### (1) 電子申請

- 令和6年5月に県主催の会議において、県から電子申請の試行的運用を提案し、市町のデジタル環境や情報セキュリティには差異があることから、環境の整った市町より導入を開始したところである。引き続き電子申請の導入を各市町へ働きかけていく。

#### (2) 市町審査

- 過去に届出があった土地であっても、掘削工事ごとに埋蔵文化財への影響が異なることから、埋蔵文化財の適切な保護のためには、毎回審査を行う必要がある。
- 埋蔵文化財専門職員が常に配置されていない等、一般市町毎に文化財部局の体制に差異があり、主体的に判断可能な体制が確保されていないことや、県内の一般市町間で審査の程度や期間にばらつきが出た場合に、市町が開発事業者から無用の責めを負うことが懸念される。また、埋蔵文化財の性質上、一度損壊してしまうと再現できないため、常に慎重な対応が求められる。これらの状況を踏まえて、引き続き県が審査することで、文化財保護体制に一定の水準を担保することができると考えている（現状においては一般市町から権限移譲の要望は聞いていない）。
- なお、法は、着工日から60日前の届出を義務づけ、届出の処理や指導事項の判断期間として60日を確保しているが、（埋蔵文化財の保護上支障がない場合は）平均1か月で処理を完了しており、早期の審査に努めている。

### 審議内容及び審議結果

- **委員意見**
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ **対応方針のとおりとする。**

### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

#### (1) 電子申請

- 対応方針のとおり、引き続き電子申請の導入について各市町へ働きかけていく。

#### (2) 市町審査

- 対応方針のとおり、現行の制度運用を維持する

### 3 国の法令等による規制に関する事項

#### (1) 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

##### 規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法、(国)建設業法施行規則、(県)兵庫県建設業許可申請等の手引)

- 建設業法では、**毎事業年度経過後4月以内に届出を必要とする書類について規定**しており、知事の許可を受けている建設業者については、決算変更届の添付書類として、**事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の提出が必要**と規定されている※<sup>1</sup>。
- **個人事業主の場合**は、税法上、**12月が決算月**となり、4か月後の**4月30日**が届出期限となる。
- しかしながら、**届出対象年の事業税納税証明書は8月頃まで発行されないことから**※<sup>2</sup>、**県では実務上、対象年の前年の納税証明書の添付を指導**しているが、**他の書類と時点が整合していない状況**にある。
- **隣県の大阪府では**、個人事業主の場合は**所得税の確定申告書第一表の写しの添付を指導**している。

※<sup>1</sup> 建設業法及び同法施行規則により、以下のとおり規定されている。

- ・ 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内に**、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。(建設業法第11条第2項)
- ・ 法第11条第2項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一～二 (略)
  - 三 国土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面
  - 四 都道府県知事の許可を受けている者については、**事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面**(建設業法施行規則第10条第1項第4号)

※<sup>2</sup> 個人事業税の課税時期が、事業年度の翌年8月であることから、8月中旬までは県税事務所において、事業税の納税証明書は発行されない。

##### 提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 大阪府に倣い、**前年の納税証明書の添付に代えて、所得税確定申告書第一表の写しを添付することとしていただきたい。**

##### 対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

##### 現行の制度運用を維持

##### 【対応方針の内容】

- 建設業許可は、建設業者として事業の継続性・健全性の維持を条件に付しており、そのため、定期的な財務状況や法令遵守状況の確認を行っている。
- **本件は建設業法施行規則第10条により「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」として明記**されており、納税証明書の提出を求めている。
- 確定申告書で申告する税の種類には、(1)所得税(国税)、(2)復興特別所得税(国税)、(3)住民税(地方税)、(4)事業税(地方税)があるが、そのうち(4)事業税については、確定申告書の内容をもとに課税するものであり、後日、都道府県からの納税通知書送付後に納付が可能である。
- そのため、**確定申告書自体では納付が確認できるものではなく、納付済額を証する書面とはいえない**と考えている。
- **納税証明書は、建設業者が税務上の納税義務を果たしているかを示す一つの指標として、毎年求めている書類**であり、**必ずしも決算の対象年に対応している必要はない**ことから、**引き続き現行の運用を行っていく**※。

※ 納税証明書類における、他都府県の取り扱い、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体(滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県)
- ・ 本県と一部異なる取り扱いをしている自治体(東京都：基本事業税の納税証明書であるが、発行されない場合、代用として所得税(国税)の納税証明書(税務署発行))

なお、国(国土交通大臣許可)の場合は、建設業法施行規則第10条第1項第3号により、所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面の提出が必要と規定されている。

#### 審議内容及び審議結果

- **委員意見**
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ **対応方針のとおり**とする。



#### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 対応方針のとおり、**現行の制度運用を維持**する。

## (2) 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し

### 規制の状況

(根拠法令等：(国)河川法、(国)河川法施行規則、(県)河川管理規則)

- **河川は公共用物として、広く利用可能なものであるが、防災や保全等と利用の両面で調和を図りながら、総合的に管理する必要があり、河川の利用にあたって、使用の目的・方法・期間等について一定の行為の禁止・制限が行われている。**
- **河川法において、河川区域内の土地を占用しようとする場合や、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合は、河川管理者の許可を受けなければならないと規定されている**\*1。
- **河川区域を占用（河川区域上空を通過）している家屋への引込電線を撤去する場合も許可申請が必要となり、申請書や図面の作成から許可まで約1～2か月を要するが、家屋の解体については、提案者への連絡前に既に解体業者が解体を始めているケースや、工期設定が短いケース（前日又は数日前など解体工事着手直前に提案者へ連絡があり、工事自体も短期間で終わる等）があり、提案者において解体業者の希望期日に対応できないケースが発生している**\*2。
- **突発的な事案では、所管土木事務所の担当者に直接相談に赴き、緊急対応を依頼するケースがあり、相互に負担が発生している。**

\*1 河川法第24条・第26条による。

\*2 提案者としても、解体業者に対して必要な工期設定を行うよう依頼しているが、聞き入れない解体業者も多く、解体日までに撤去しなければ引込電線を切断しておく旨を示唆されたり、解体業者によって無断で切断されていた等のケースが実際に発生している。このため、2次災害防止の観点から、提案者において、申込みのあったものについては、なるべく希望納期に応える対応を余儀なくされている現状がある。

なお、提案者HPにおいても「建物の解体を予定されているお客さまへ」と題し、解体業者に対して以下の文面により、適切な工期設定及び事前連絡を行うよう注意喚起している。

- ・ 建物を解体される場合、電気の引込線および電力量計を撤去する必要があります。
- ・ 解体日までに電気の引込線および電力量計を撤去致しますので、解体日の2週間前までに、関西電力送配電へご連絡をお願い致します。
- ・ 設備施設状況や各種法令手続きにより、撤去工事に長期間要する場合がございます。

(国道・河川・鉄道付近等申請(許可)が必要な工事については、3～4か月程度の所要日数(目安)がいることをあわせて掲示している。)

### 提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- **家屋解体に伴う河川区域内の引込電線の撤去に限り、メールやFAX等の手段により、所管土木事務所へ一報を入れ、許可申請については事後申請を可能としてもらいたい**（新築や改築等の場合は現行どおり事前の許可申請を行う）

### 対応方針

(所管課：土木部河川整備課)

#### 現行の制度運用を維持

#### 【対応方針の内容】

- **河川区域における占用工作物の新築・改築・撤去には河川法の許可が必要であり、その申請書の様式については同法施行規則でそれぞれ定められているが、いずれも本県が独自で設けている規制ではないことから、県で見直しを行うことは困難**である\*。
- **メールやFAXによる協議では、該当の工事が河川管理施設等に及ぼす影響を詳細に確認することが困難**であり、**河川管理上の支障の有無を判断することができない。**
- 漏電や故障等、**不可抗力的な緊急事態に対応する必要がある場合は、審査期間を経て許可することは適切ではないため、取り急ぎ必要な工事内容を所管の土木事務所に伝えたくて、許可申請は事後に受け付けることも可能と考えられるが、ご提案の状況は不可抗力的な緊急事態に該当するとは言えず、適切な撤去工事が行われることを審査によって確認することが妥当**である。

\* 河川法第26条、河川法施行規則第15条及び別記様式第8の(甲)及び(乙の4)による申請書

#### 審議内容及び審議結果

- 委員意見
  - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ 対応方針のとおりとする。



#### 審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 対応方針のとおり、現行の制度運用を維持する。

## 令和6年度審議結果に基づく対応状況

## 1 県・市町の条例等による規制に関する事項

| 提案事項                            | 審議結果  | 対応状況  |
|---------------------------------|---|---|
| (1) 景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し | <b>制度内容の周知</b><br>・民泊条例による申出の手続きについて、県 HP で再周知を実施する | <b>対応済</b><br>・民泊条例の期間の制限の解除又は緩和の申出の手続きについて、県 HP に追加掲載した（令和7年3月）。<br>・当該手続きにより、神河町内の一部区域の制限を解除した（令和7年6月）。 |

## 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

| 提案事項                            | 審議結果等の概要   | 対応状況  |
|---------------------------------|--|---|
| (1) 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し      | <b>規制・手続の見直し</b><br>・届出制に移行した場合の懸念事項を解消したうえで、他の占有者の意見も踏まえて、届出制への見直しを検討する。<br>・設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合に、兵庫県電線共同溝管理規程に規定する「事故又はやむを得ない事由」と判断して差し支えない旨を周知する。 | <b>対応中</b><br>・兵庫県無電柱化地方部会（令和7年7月）において、届出制への移行について占有者へ意見聴取を行った（異論なし）。<br>・同部会において、設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合に、占有者において「事故又はやむを得ない事由」と判断して差し支えないことをあわせて周知した。<br>・次回の同部会（令和8年7月予定）において、電線共同溝管理規程及び入溝承認申請書の改正案を提示し、承認が得られれば届出制へ移行予定。 |
| (2) 建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し    | <b>規制・手続の見直し</b><br>・国民健康保険被保険者証の発行が停止し、マイナ保険証へ移行することから、他府県の手続き等も参考に確認書類の見直しを検討する。   | <b>対応済</b><br>・全従業員分の国民健康被保険者証の写しの提出を不要とした（令和7年2月）。   |
| (3) 指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し | <b>規制・手続の見直し</b><br>・窓口申請に加えて、郵送申請も可能とする。<br>・電子申請の導入については、国が進める難病等医療費助成制度オンライン化事業の動向を踏まえ検討する。   | ① <b>郵送申請：対応済</b><br>・郵送申請を可能とした（令和7年5月）。<br>② <b>電子申請：対応中</b><br>・現時点では、国の方でも還付請求の電子申請化は行われていないが、引き続き、国が進める難病等医療費助成制度オンライン化事業の動向を注視しながら検討する。   |

## 3 国の法令等による規制に関する事項

| 提案事項                             | 審議結果   | 対応状況  |
|----------------------------------|--|---|
| (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し | <b>国へ制度の見直しを要望</b><br>・本手続きが法令で規定され、県に様式を簡素化する裁量権がないことから、「地方分権改革に関する提案募集」を活用し、許可を要しない手続きの実現について、国に求める。 | <b>対応済</b><br>・「令和7年の地方分権改革に関する提案募集」を活用して国へ提案した。（提案が認められず、実現せず） |

## 兵庫県規制改革推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### (専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

### (会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、議事の概要等を記載した書面を各委員に持ち回り又は送付し、意見を求めることにより、推進会議の開催とすることができる。

#### (謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

#### (旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

#### (事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

##### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則（令和7年10月1日改正）

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

#### 附 則（令和8年2月2日改正）

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 氏名     | 所属・役職                                   |
|--------|---|
| 岸 敏幸   | 兵庫県経営者協会専務理事                            |
| 中後 和子  | 学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長<br>公益財団法人兵庫県青少年本部評議員 |
| 中川 丈久  | 神戸大学大学院法学研究科教授                          |
| 長谷川 尚吾 | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長                    |
| 馬場 美智子 | 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授                    |
| 三宅 康成  | 兵庫県立大学環境人間学部教授                          |

(五十音順)

別表2（第5条関係）

| 氏名    | 所属・役職    |
|-------|----------|
| 酒井 隆明 | 兵庫県市長会会長 |
| 山名 宗悟 | 兵庫県町村会会長 |